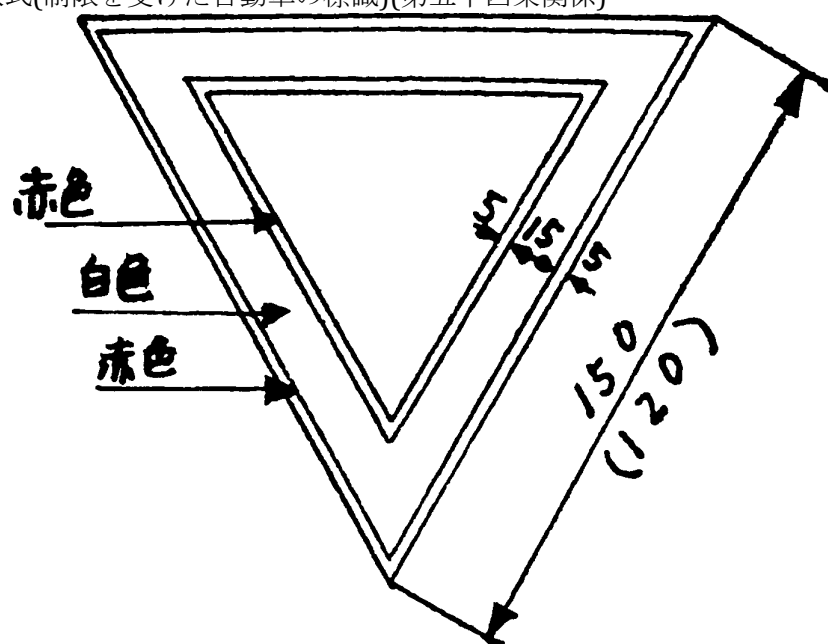


第十九号様式(制限を受けた自動車の標識)(第五十四条関係)



備考

- (1) 形状は倒立正三角形とすること。
- (2) 寸法は、総べて「ミリメートル」とすること。この場合において括弧内に示す寸法は、軽自動車及び小型自動車における寸法とすること。